

社会福祉法人ウエルネス

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウエルネス（以下、「法人」という。）給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員又は有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

(支給額)

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込み額の範囲内において、常用職員又は有期契約職員の別に法人が定める額とする。

(支給日)

第4条 介護職員処遇改善加算金の支給は、原則年2回（7月、12月）に当年分を、介護職員処遇改善加算金として給与規定に規定する給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(キャリアパス)

第6条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

(昇給)

第7条 昇給は資格によるものとし、別表のとおり定める。

(その他)

第8条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1、この規程は、平成27年4月から施行する。